



STOP 滞納!



期限内納付! 忘れていませんか?

～税の公平性を保つため、滞納処分をしています～

教育・労働と共に国民の三大義務の一つである税金は、医療や教育の充実、安全や秩序の維持など、私たちの暮らしを豊かにする大切な財源です。

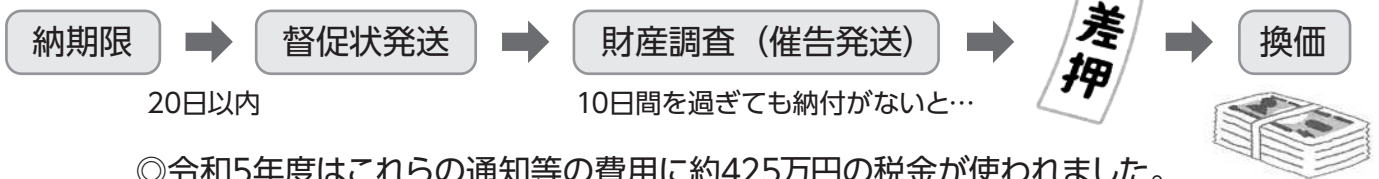
税金が滞納になった場合は、期限内に納めた人と納めなかった人との不公平をなくすため、法律に基づき滞納処分を行っています。

忘れないように、納期内の納付にご協力いただきますようお願いします。

「ついうっかり!」を防ぐために「口座振替」をご利用ください。

○納期限を過ぎると

以下の流れで処分が行われます。



◎令和5年度はこれらの通知等の費用に約425万円の税金が使われました。

○差押え (滞納処分) とは

徴税吏員 (飯塚市職員) が国税徴収法や地方税法に基づき、滞納者の財産を差押え、換価して滞納税に充てることです。

滞納処分を行うことで、大多数の納期限内納税者との公平性を保ちます。

○差押対象の財産および差押の流れ

 預金	口座の預金を差押え、滞納税に充てます。	 保険	生命保険等の保険を差押え、給付金や解約返戻金を滞納税に充てます。
 給与年金	給与や年金を差押え、滞納税に充てます。	 動産不動産	自宅や会社の捜索による動産 (家電・家具・車・貴金属など) や不動産 (家・土地等) の差押えを行い、公売などで換価し滞納税に充てます。

○上記いずれの差押えにおいても滞納者本人の同意は必要なく、事前の予告等も行いません。また、差押後は滞納税を完納しない限り、差押えは解除できません。

令和5年度 飯塚市 差押実績	預金 (普通・定期)	2,075 件	※左記 動産・不動産のうち	家宅捜索	1 件
	給与・年金	348 件		公売点数 (動産・不動産)	3 点
	動産・不動産	67 件			
	その他 (生命保険など)	191 件			
上記差押えにより滞納に充てられた税額 約 1 億 3,900 万円					

「令和6年度 筑豊地区合同公売会 in 飯塚」を開催します!

市税滞納処分のため差押を行った財産を公売します。

○日時: 令和7年1月25日(土)

開場 13:00 入札開始 14:00 (参加申込締切 13:45)

○場所: 飯塚市役所本庁 1階 多目的ホール (飯塚市新立岩5番5号)

○公売方法: せり売り

○必要なもの: 身分証明書・公売買受代金 (現金のみ)・(代理の場合) 委任状

○その他

詳細については、福岡県庁ホームページをご確認ください。

合同公売会 URL はこちら!

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-koubaikai.html>



入場無料

↑県庁HP

○問合せ先

福岡県飯塚・直方県税事務所

特別対策班: 0948-21-4968